

興福寺所蔵聖教の紙背文書

歴史研究室

興福寺所蔵の聖教には、紙背文書があるものが比較的多くみられる。その主要なものの一部は、『奈良六大寺大観』等で紹介され、奈良国立文化財研究所年報でも、1960・1970・1981・1983・1984各年報において紹介されている。

今回もそれに引き続いて、興福寺所蔵の聖教の紙背文書のうち、鎌倉時代のものについての翻刻を行うものである。

経箱第十函には、維摩会関係の論議草が9点収録され、そのうち6点に紙背文書がある。経箱第十函に収められている聖教はすべて鎌倉時代のものである。そのうち、建久四年（1193）の具注暦をもつ正治二年（1200）書写の論議草や弘安九年（1286）の具注暦をもつ第七品数尋思別用のごとく、具注暦の紙背に書かれた聖教も存在するが、文書の紙背に書かれた聖教も多い。

「論議草（成定為簡於此立二所）」（第10函2号）は、建長五年（1253）六月十日三松末葉承遍書写にかかるもので、表紙を含み15紙あるが、紙背文書は第9紙目を除きすべてにある。その紙背文書が、[1]の(i)から(14)の文書である。釈文掲載の順序は聖教の巻首からの順にしたがっているが、いずれも書状で、年付きのあるものはない。しかし、紙背書状の日付けについてみると、三月二十三日から四月四日の間に限られ、一連の書状もしくは一括の書状と考えられ、紙背書状は、いずれもが建長五年のものと考えてよからう。さらに、これら書状の充所は承遍と明記されているものはないが、概ね承遍充てであろう。

紙背文書の多くは、本紙のみや、礼紙のみで、内容的に完結するものは少なく、その内容の全容を捉えることはできないが、そのなかでも、その文言に「御訪」に関するものがいくつかみられるのが注目される。御訪は扶助的贈与慣行と規定され、それが次第に義務、負担となっていくものである。上京・下向などの際に御訪が行われていることが、他の紙背文書により知られる。その御訪の計会は概ね雑掌が行っているようであるが、事情によっては、なかなか順調には施行されなかったようである。

なお、承遍書写の聖教は第十函に、もう一点ある。それは、「因明大疏私抄」（7号）であるが、その紙背文書については、年紀のあるものを中心に数通釈文を紹介する。嘉禎四年（1238）の大蔵氏の諷誦文や弘長三年（1263）のいわゆる二字書出（奈文研年報1984 p38参照）がそれであるが、それ以外にも維摩会堅者の論題に関する書状等に興味をもたれる。なおいわゆる二字書出は、「相違因（第11函5号）」の紙背文書に、仁治二年（1241）八月、九月のものが比較的多く残っている。

（綾村 宏）

同日酉刻記之了

三松末葉承遍

(端裏書)

建長五 承道書

(二)「因明大疏私抄」紙背文書(抄)

(第一〇函七号)

(一) 豎義者二字書出

伝燈法師位「宗賢」
(別巻)

弘長三季十一月 日

(二) 幸弘書狀(前欠)

領掌之上ハ、御充文ヲ可

不便之事者、左女氏令申候也、福智

殿御助成^{とハ} 錢一貫五百進候也、諸事

期後信候、恐々謹言、

九月十二日 幸弘

謹上 玄春御房

(三) 大藏氏諷誦文

敬白

請諷誦事

三宝衆僧御布施一裹

右為滅罪生善除災与樂

増長福寿善願円満心中

所求決定成就乃至法界

平等利益、請諷誦如右、

敬白、

嘉禎四年卯月六日大藏氏敬白

(四) 宣□書狀

夜前所令言上候甲

御袈裟可申下候、大事

出来候之時^{ニハ}、毎度如□

申入候、殊以恐悦言中

限候、此旨可令申入給

候、恐惶謹言、

六月廿五日 宣□

付法印御房

(五) 某書狀

東大寺定秀得業当

維摩会豎者候、為一問□

大納言得業御房御点□

因明之題令伺申給可令

注給候哉、喜□宰相得□

題事^も 其御房御沙汰□

被申候、二三問被定候て、同□

□□候、無骨之子細不候者、御□

可被行候、毎事期見參候、

恐々謹言、

五月三日 □□

(六) 某書狀礼紙書

逐申

五十講祈願事^ハ 御沙汰

たにもさ候、まして可存

不候ぬ御筆之義成候成也、

謹言、

(端裏外題)

因明大疏私抄^{中巻本}

承遍

逐申

僧都御房御上洛之由承了、
此罷過之後、可參上候、

(八) 某書狀

彼御訪事可相構候、
但禁□□受□事等

計会之間、雜掌無憚候、

悉可計略之由被下知候也、
每事被沙汰之狀如件、

三月廿四日 (草名)

(九) 某書狀

御大營事、当春之

由承候、雖何物隨尋
得可申候也、謹言、

三月廿七日 (草名)

(十) 某書狀

季頭神馬事承候了、
但當時馬術懸候、

雖何物隨尋出可申候、

只今なみの五師とかや申

候つる僧出来、御辺之季
頭ハ秋分也、我沙汰當時也

と申候つる間、心長思候つる処、

今仰不審候、安居以前安居

坊修理之間、雖少事當時難□
候也、然而隨奔走候可申之狀

如件、

三月廿五日 □□

(十一) 某書狀

委細承候了、御訪事

雜掌計会事等候

間無其謬候、重可

相尋候也、謹言、

三月廿六日 能□

(十二) 某書狀(後欠)

御訪事、雖如形可令

計略之由存候処、近日諸方

課役計会之上、賀茂祭

如使俄闕如之間被押懸候、

去年依勤仕方々訪不可

叶候、仍奔走之間、雜掌不
能他事計略候、折節返々

遣恨候、但如此之御經營

不可限今度候哉、每事期

(十三) 某書狀

一日御參得本意候き、彼御

訪事、折節得計会事候間

□被沙汰給候也、返々為恨候、

恐々謹言、

四月四日 □經

(十四) 某書狀(前欠)

条尤非本意候事候、

期見參候、恐々謹言、

三月廿六日 □□

(奥書)

建長五年六月十日中内談義了

〔一〕「論義草（成定為簡於此立二所）」紙背文書
（第一〇函二号）

（一）前伊賀守某書狀

一重來月三日

可被進之由候也、

恐々謹言、

三月廿四日 前伊賀守□□

（二）某書狀

彼御訪事、重申入候

之處、明日可被進御

使之由候也、恐々謹言、

三月廿三日 法印隆□

（三）某書狀

□ □

申候□きに、某後兩三度

責候へとも沙汰□て可申とて

送日候也、□ □

昨今之程、可進飛脚之由相存

候之處、都使者不候之間空過候、

東小田原八講事、何様可候哉、

四日ニ請申まいらせて候、相構

二日許御下向候へかし、不然者

とくく御辞退候へく候、東小田原

狀令進候、

別会五師物、度々責伏□

いかにも□□進候沙汰□□

と申候、少輔法橋又可致沙汰之由

申候、種々可責伏候、

京都へ御訪察申候、折節

ゆ、しき御大事候て、中々

御下向□可申候、恐々謹言、

□月二十九日 □□

（四）某書狀礼紙書

逐申

猶々此とふらひ不申候条、

遣恨無極候了、大方の身

作法如形、時料之外ハ持

する所なく候、同行兩三之外

はつ、む事なく候、不可思議之

様にて候也、常途之作法□

おほしめすへからす候、重□

申候、

（五）某書狀（後欠）

御札之旨謹拝見候了、

其後指事不候之間不言

上候、怨恨無極候、

仰御大營之間事、無左

右可披露之處、御大事

重疊候上、本寺御所破

壞、衆徒頻令申之間、今

明其御沙汰、以外御大事候事

出候はんも、折節無骨之次

第之間、如此言上候、委細

（六）權律師某書狀

自去十六日御住山候也、

早以此趣申入可申

左右候也、恐々謹言、

三月廿三日 權律師□□

（七）某書狀礼紙書